

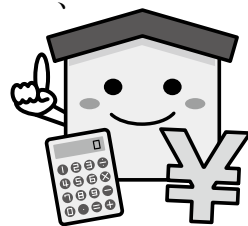
平成29年度 国保税の税率等決定 国保税賦課額は前年に比べ2・6%増

国民健康保険（国保）税は、加入者の医療費や後期高齢者の医療費を現役世代から支援する費用、および介護保険サービス・介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。平成29年度の国保税率の設定に当たり、本年度の医療費の伸びを4・4%と見込みました。その結果、1人当たりの国保税賦課額は、対前年比14・9%の増となりましたが、前年度繰越金のうち1億5千万円を国保税軽減に活用するとともに、財政調整基金を1億円取り崩すことで、1人当たり国保税賦課額は前年比2・6%の増となりました。

1世帯当たりの 国保税額の決まり方

国保税は①医療保険分（医療分）②後期高齢者等支援金分（支援金分）③介護納付金分（介護分）。40歳以上65歳未満の方が対象の三つの区分

の合計額が、その世帯の国保税額となります。各課税区分の税額は、世帯加入者の所得、固定資産、人数などの状況に応じて、それぞれの税率等で算出します。



$$\begin{array}{l} \text{国保税} \\ \parallel \\ \text{①医療分} \\ + \\ \text{②支援金分} \\ + \\ \text{③介護分} \end{array}$$

①医療分（1年間に予想される医療費の総額から算定）
国保が負担する医療費などから、国・県補助金を差し引いた額を国保税として負担します。
②支援金分（国が定める後期高齢者医療費の額から算定）
後期高齢者医療費の約4割を医療保険者が負担し合います。国保が負担する支援金額から国・県補助金を差し引

いた額を国保税として負担します。
③介護分（国が定める介護費用の額から算定）
介護納付金の額から、国・県補助金を差し引いた額を国保税として負担します。

《平成29年度の課税区分ごとの税率》

課税区分	医療分	支援金分	介護分
所得割（所得）	7.74%	0.89%	2.76%
資産割（固定資産税）	20.63%	2.40%	9.91%
均等割（被保険者数）	29,400円	3,600円	13,100円
平等割（1世帯につき）	22,700円	2,800円	6,800円
賦課限度額	540,000円	190,000円	160,000円

納税義務者は世帯主

世帯主が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

国保税の軽減・減免制度

軽減制度

▼低所得世帯に対する軽減

前年の所得金額により、次のような世帯は、均等割額および平等割額を軽減します。なお、5割軽減と2割軽減の判定基準が緩和されました。

《前年所得が下記金額以下の世帯が対象》

区分	現行	改正後
7割軽減	33万円	現行どおり
5割軽減	33万円 + 26.5万円 × 被保険者数	33万円 + 27万円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 48万円 × 被保険者数	33万円 + 49万円 × 被保険者数

▼後期高齢者医療制度への移行に伴う激変緩和措置

後期高齢者医療制度への移行に伴って、同じ世帯に属する被保険者の国保税が過大とならないよう、次の措置を講じます。

▽国保税の軽減判定

国保から後期高齢者医療制度へ移行することで、世帯の国保被保険者が減少しても、従前どおり後期高齢者の所得および人数も含めて軽減判定を行います。

▽平等割の軽減

国保から移行した後期高齢者と同じ世帯に属する国保単身世帯について、医療分と支援金分の平等割を移行した月から5年間は2分の1、その後3年間は4分の1を減額します。

▼非自発的失業者に対する軽減

解雇や倒産などで、非自発的な離職を余儀なくされた国保加入者について、国保税算定に用いる前年所得のうち、給与所得を100分の30に減額して計算します。詳細は、市民課国保医療係に問い合わせ

せてください(申告書の提出が必要です)。

減免制度

▼災害・廃業・生活困窮世帯に対する減免

災害・廃業・生活困窮などで国保税を納めることが困難となった場合、その程度に応じて国保税の一部が減免される場合があります。詳細は、税務課市民税係に問い合わせてください。

▼被用者保険等の被扶養者が国保被保険者となったことによる減免(当分の間)

75歳になる方が、被用者保険などの被保険者(本人)から後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者が国保に加入した場合、所得割・資産割が免除され、均等割と平等割が2分の1に軽減されます。詳細は、市民課国保医療係に問い合わせてください(申請書の提出が必要です)。



国保税を長い間滞納すると

特別な事情もなく国保税を長い間滞納すると、被保険者証を返還していただき、代わりに「被保険者資格者証」を交付することになります(ただし、高校生以下の加入者については6カ月の短期保険証を交付します)。この場合は、医療費を一度、全額自己負担していただき、後で保険給付分を申請で支給することとなります。

経済的な事情により納付が困難な方は、早めに税務課収税係に相談してください。

《問合せ》

- ・ 申告・課税：税務課市民税係 ☎21-9045
- ・ 納税方法：税務課収税係 ☎23-1118
- ・ 医療・給付：市民課国保医療係 ☎21-9061



国保高額療養費の自己負担限度額が変わります

《問合せ》市民課☎21-9061または各振興局市民福祉課

70歳以上の方の自己負担限度額が変わります

8月診療分から70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額(限度額)が下表のとおり変更となります(7月以前の診療分については、従前の区分での自己負担となります)。

1カ月に支払った医療費が高額になり、決められた限度額を超えた場合に、申請で差額分を高額療養費として支給します。限度額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

なお、70歳以上の市民税非課税世帯の方と70歳未満の方の限度額に変更はありません。

《7月診療分まで》

適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
70歳以上の方の自己負担限度額(月額)	現役並み 市民税課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000) × 1% (多数回44,400円(※2))
	一般 市民税課税所得 145万円未満の方 (※1)	12,000円	44,400円
市民税非課税	II 市民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 市民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)		15,000円

《8月診療分から》

外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
57,600円	80,100円 + (医療費-267,000) × 1% (多数回44,400円(※2))
14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円(※2))
8,000円	24,600円
	15,000円

※1 「現役並み」に区分された方でも、世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合などは「一般」に区分されます。

※2 過去12カ月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります。